

金沢区少年少女ソフトボール連盟規約

制定；2019年4月6日

金沢区少年少女ソフトボール連盟規約

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 本連盟は、金沢区少年少女ソフトボール連盟(以下「連盟」という)と称す。

(事務所)

第2条 連盟は、事務所を理事長宅に置く。

第2章 組織及び参画団体

(組織)

第3条 連盟は、横浜市金沢区に活動拠点を置くチームで構成する。

(参画団体)

第4条 連盟は、神奈川県少年ソフトボール連盟、神奈川県少女ソフトボール連盟及び横浜市少年少女ソフトボール連盟活動に参画する。

第3章 目的及び事業

(目的)

第5条 連盟は、指導者と保護者が協力し、児童の健全育成に寄与することを第一義とし、ソフトボールを通じてスポーツマン精神を学び、相互の親睦を図り、併せてソフトボール技術の向上に努めることを目的とする。

(事業)

第6条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) ソフトボール大会の開催等。

連盟は、本規約第30条に定める大会を主催する。また、上部団体が主催する大会には公正な予選または別に定める選考基準によって代表チームを推薦する。

(2) ソフトボールの普及に関すること。

(3) 指導者の資質向上に関すること。

指導者として心得ておくべきことを、研修等により啓発する。

(4) その他、目的達成に必要なこと。

第4章 会員及び会員資格

(会員)

第7条 連盟の会員は、正会員と役員とする。

第8条 正会員とは、各チームの指導者及びこれを後援する父母によって構成された横浜市金沢区に活動拠点を置くチームとその児童であって、連盟に登録されたものとする。

第9条 正会員は、本規約第28条に定める年会費を納付する。

(会員資格)

第10条 連盟への児童の加入資格は、横浜市金沢区に活動拠点を置くチームに所属する小学生とする。ただし、近隣の市町村及び区の小学校に在籍する小学生であっても金沢区で活動するチームに所属する場合は加入資格を与える。

第5章 チーム

(チーム)

第11条 チームの連盟への新規加入は、理事会の承認を得て登録する。

第12条 既存チームの脱退、休部、廃部、統合は理事会の承認を要する。

第6章 役員及び組織

(役員)

第13条 連盟は次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
理事長	1名
副理事	若干名
常任理事	若干名
理事	登録チームの代表者各1名
監査	1名

(顧問及び参与)

第14条 連盟は、総会の承認を得て顧問及び参与を置くことができる。

2. 顧問及び参与は、連盟の重要な事項について、会長及び理事長の諮問に応じる。

(役員を選出)

第15条 会長、副会長は理事会で推挙し、総会の承認を得て選任する。

2. 理事長、副理事長は理事会で推挙し、総会の承認を得て選任する。
3. 理事長は、事業執行に必要な常任理事を推挙し、総会の承認を得て選任する。
4. 理事は、登録されたチームの監督、及び理事長が推挙し総会の承認を得て選任されたもの。
5. 会計監査は、理事長が任命し総会の承認を得る。

(選挙)

第16条 理事会で会長、副会長及び理事長を推挙にあたり、複数の候補が推薦又は立候補した場合、選挙にて決定する。

2. 選挙委員会は総務委員会に設置する。
3. 立候補者または推薦者は、対象となる役職名、立候補者名（自筆）、及び理事会の三分の一にあたる推薦人名（自筆）を記載した用紙で届け出る。
4. 1回目の投票で、過半数を得るものがない場合、獲得票が最下位のものを除き、過半数の票を獲得するものが出るまで、投票を繰り返し、過半数の票を得たものを推挙する。

(役員任期)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 役員は、その任期が終了しても、後任者が就任するまではその職に在任する。
3. 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現在者の任期範囲とする。
4. チームの監督はその職務にある限り、理事に在任する。
5. 任期はその年の4月1日から翌々年の3月31日までとする。

(役員職務)

第18条 会長は連盟を代表する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長不在時はその職務を代行する。
3. 理事長は連盟を総括し、総会などで決定した事項を執行する。
4. 副理事長は理事長を補佐し、各分担の職務に専念すると共に、理事長不在時は、その職務を代行する。
5. 常任理事及び理事は、理事長の命を受けて、各業務を掌る。
6. 会計監査は、連盟の会計を監査する。また、理事長の命により会議に出席し意見を述べることができる。

(専門委員会)

第19条 連盟を円滑に運用するために、専門委員会を設置し各委員会に委員長及び委員若干名を置く。委員長及び委員については理事長が任命する。

- (1) 総務企画委員会 連盟の事務、企画、チーム及び会員相互の連絡協調並びに他団体へ連絡、及び広報活動に関する事。
- (2) 財務委員会 連盟の財務に関する事。
- (3) 運営委員会 連盟が主催する大会の運営に関する事。
上部団体が主催する大会へのチーム派遣に関する事。
- (4) 審判委員会 審判及び記録に関する事。
- (5) スターズ委員会 金沢スターズ及び横浜女子スターズ(スターズOB会、OG会含む)に関する事。
- (6) 大会実行委員会 連盟が主催または、主管する大会の運営実務に関する事。
- (7) 後援会 連盟の運営に対する後援活動に関する事。

(外部団体役員)

第20条 理事長は、外部団体から役員を派遣を要請された場合、会長及び副会長と協議し、派遣役員を推挙する。

2. 理事長は、役員を派遣する前に理事会の承認を得なければならない。

第7章 会議

(会議)

第21条 連盟の会議は、総会、理事会、常任理事会、執行部会、専門委員会とする。

(総会)

第22条 総会は、定時総会と臨時総会とし、会長がこれを招集する。

2. 定時総会は、年1回開催するものとし、臨時総会は会長または理事長が必要と認めるとき、臨時に開催することができる。
3. 総会への出席者は、役員全員とする。
4. 総会は次の事項を審議決定する。
 - (1) 規約の制定及び改廃に関する事。
 - (2) 事業計画及び事業報告に関する事。
 - (3) 予算の議決及び決算の承認に関する事。

- (4) 役員を選任に関する事。
- (5) その他、会長及び理事長が必要と認める事。

(理事会)

第23条 理事会は、理事長、副理事長、常任理事及び理事をもって構成し、連盟の運営及び業務執行に関する事項を審議することを目的に理事長が招集する。
但し、検討事項によっては会長、副会長の出席を求めることができる。

(常任理事会)

第24条 常任理事会は、理事長、副理事長及び常任理事をもって構成し、総会提案事項、理事会提案事項等に対する事前審議を目的に、必要に応じて理事長が招集する。
ただし、常任理事会には、必要に応じて理事長の判断において、他の役員等を出席させることができる。

(執行部会)

第25条 執行部会は、理事長、副理事長及び専門委員会の委員長をもって構成し、各種検討事項につき深く審議することを目的に、必要に応じて理事長が招集する。
ただし、執行部会には、必要に応じて理事長の判断において、他の役員等を出席させることができる。

(専門委員会)

第26条 専門委員会は、委員長が招集する。各委員会において理事長からの命によるもの、その他の事項について審議決定する。
各委員長は、理事会、常任理事会、執行部会、総会に提出する議案の事前審議が必要と認められた場合、理事を招集して事前審議会を設けることができる。

(会議の成立及び決議)

第27条 会議は、その構成員の二分の一以上の出席をもって成立とする。ただし、委任状は出席と認める。理事については、各チームの登録コーチの代理出席を認める。専門委員会を除く各会議においては、理事長が議長となる。また、決議事項は、出席者の過半数をもって行う。

第8章 会計

(会計)

第28条 連盟の経費は、次に掲げるものをあてる。

年会費、大会参加費、賛助金、その他。

2. 年会費については、次のとおりとする。

正会員（登録チーム）：年間 10,000 円（年間大会費として 4 月に納付）

正会員（児童）：4 年生以上 月額 600 円（4 月、10 月に各半年分を納付）

3 年生以下 月額 300 円（4 月、10 月に各半年分を納付）

ただし、新入部員については、猶予期間を設け次期納付期間分より納めるものとする。

3. 会計に関する年度予算、年度決算については、総会の承認を得るものとする。

4. 以下の項目は理事会で決定する。

- (1) 大会参加費：学区大会、関東学院カップ、学年大会（臨時参加時等）
- (2) 審判員等に対する謝礼

(会計年度)

第29条 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第9章 大会及び競技規則

(大会)

第30条 連盟が主催する大会は、次のとおりとする。

- (1) 四大大会（春季大会、夏季大会、秋季大会、送別大会）
- (2) 学年別大会（四年生大会、五年生大会、六年生大会）
- (3) 新人戦
- (4) 関東学院カップ
- (5) その他連盟が認めた大会

2. 連盟に所属する役員及び指導者は、営利的、宗教的、政治的な効果を求めるような大会に、児童を参加させてはならない。

(競技規則)

第31条 連盟が主催する大会は、各大会要項で定めるもののほか、(財)日本ソフトボール協会のオフィシャルルールを適用する。

2. 大会に使用する使用球は検定1号球とする。

第10章 チーム登録、選手の移籍及びレンタル

(チーム登録)

第32条 連盟に所属する各チームの監督は、チーム名称と監督(30)・コーチ(31.32)のチーム指導者を総務・企画委員会の指示に基づき、登録しなければならない。

2. 連盟に所属する各チームの監督は、総務・企画委員会の指示に基づき、所属選手を登録しなければならない。なお、新入部員については、半年間の登録猶予期間を設ける。

(選手の移籍)

第33条 連盟に所属するチーム間の選手移籍によるトラブルを防止するために、個人の都合によるチーム移籍は認めない。ただし、やむを得ない事情があると理事会で認められた場合は、この限りではない。

2. 違反が判明した場合、理事長は当事者より事情聴取を行い、懲罰委員会を理事会で開催し、賞罰規程に基づき処置を決定する。

3. なお、チームの存続問題による移籍は、当該チームの監督がチームの統合案を理事会に提出し、承認された場合は懲罰の対象にしない。

(レンタル)

第34条 恒常的に試合に必要な選手を保持できないチームが、選手をレンタルして参加を希望する場合、チーム構成の三分の一の範囲でレンタルを認める。但し、事前に理事長に届出し、理事会の承認を得るものとする。

2. なお、上記チームが上部団体の出場枠選出の大会に参加する場合、基準を満たしても当該上部団体の大会への出場権は与えない。
3. 試合に必要な選手を保持するが、選手数が十分でないチームにおいて、大会当日病気などで選手が不足する場合、3名までのレンタルを可能とし、事前に大会運営委員長に報告しなければならない。

第11章 スポンサー

(スポンサー)

第35条 大会運営のために、スポンサーを開拓した役員は、スポンサーの概要および協賛の条件を調査し、理事長に報告する。理事長は、理事会において審議し、受入可否を決定し、スポンサーと詳細を詰め実行する。

2. なお、営利的、宗教的、政治的な効果を求めるスポンサーは採用しない。
3. スポンサーは、連盟スポンサーと大会スポンサーに区分し、連盟スポンサーに規定されたスポンサーから得た協賛金は連盟会計に参入する。大会ごとのスポンサーに規定されたスポンサーから得た協賛金は大会費用に充当する。

第12章 賞罰

(表彰)

第36条 連盟が主催する大会毎の表彰は、大会要綱に定める。

2. 年間選手表彰は以下のとおりとし、送別大会時に表彰する
 - (1) 最優秀選手賞 (ベストナイン賞)
 - (2) 優秀選手賞
 - (3) 努力賞
 - (4) ホームラン賞
 - (5) その他

(功労賞)

第37条 連盟の発展に尽くされた方を理事会で選出し、総会において会長より、功労表彰を贈る。

(懲罰)

第38条 本規約に従わない選手が発生した場合、理事長は当事者から事情聴取を行い、懲罰委員会(理事会)に聴取結果報告し、以下の処置を決定する。

- (1) 6ヶ月の出場停止 (チーム間の移籍違反)
2. 連盟加入チーム及び役員に、著しく連盟の名誉を汚すものが発生した場合、理事長は当事者から事情聴取を行い、懲罰委員会に聴取結果を報告し、理事会の承認を得て処置を決定する。

第13章 有効期限と加除・改正

(有効期限、加除・改正)

第39条 本規約は、発効後1年を有効期限とし、疑義や新提案がない限り、自動延長とする。

なお、業務運営上、緊急に規約の改正が必要となった場合は、理事会において規約の加除・改正を行うことが出来る。この場合、直後の総会において承認を得なければならない。

【附則】

附則第1号 本規約は平成31年4月6日から効力を発する。

附則第2号 規約第6条第1項の選考基準は次の通りとする。

第1項 金沢区少年少女ソフトボール連盟規約の第3章第6条第1項に記述する代表チーム推薦については、チームエントリー期日までに完了した春季大会、夏季大会及び秋季大会における戦績を基準に出場枠に応じた上位チームとする。

第2項 代表チームの選出に関しては、原則として以下の通りとする。

- ① 神奈川県少年ソフトボール連盟 夏季大会 →連盟「夏季大会」の戦績。
- ② 神奈川県少年ソフトボール連盟 秋季大会 →連盟「秋季大会」の戦績
- ③ 横浜市少年少女ソフトボール連盟 横浜選手権 →連盟「夏季大会」の戦績
- ④ 関東学院カップ →連盟「秋季大会」の戦績

なお、天候等によりチームエントリー期日までに上記連盟の大会が完了しなかった場合は、完了済直近大会の戦績を基に選出する。

附則第3号 連盟選抜チーム（金沢スターズ、横浜女子スターズ）の選手の取り扱いは次の通りとする。

第1項 連盟選抜チームに登録する選手は、原則、連盟所属チームに在籍する児童から選出する。ただし、連盟所属チームに在籍していない児童において、近隣地域（横浜市内等）に居住し該当地域にソフトボールチームがない等の理由から、当連盟の選抜チームに入部を希望する場合、理事会の了解を得て入部することができる。（入部時には、二重登録のないよう留意すること）

第2項 上記第1項の連盟所属チームに在籍していない児童の会費は、個人会員として取り扱う。納付額は、第28条2項「正会員（児童）」に定める金額の半額とする。

改訂履歴

制定；2019年4月6日の総会にて承認。